

長期継続契約対象業務

令和5年度

業務番号 委託 第 19 号

古間木山地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託

## 仕様書

おいらせ町 若葉 地内

おいらせ町

# 古間木山地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託 仕様書

## 1 目的

本仕様書は、古間木山地区農業集落排水処理施設維持管理業務を円滑に運営するため、その業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の履行

受託者は、古間木山地区農業集落排水処理施設の運転管理が十分達成できるよう契約書・仕様書・別冊の維持管理要領に基づき、能率的かつ経済的に業務を履行しなければならない。

## 3 業務の履行場所の所在地等

業務の履行場所の所在地等は、別表1のとおりとする。

## 4 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 5 業務の内容

業務の内容は次のとおりとし、別表2のとおりとする。

- (1) 日常点検に関すること。
- (2) 保守点検に関すること。
- (3) 水質検査に関すること。
- (4) 汚泥処分に関すること。
- (5) 環境整備に関すること。
- (6) 打合せ業務に関すること。
- (7) その他緊急時の運転に関すること。

## 6 遵守事項

遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本仕様書はもとより浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、道路交通法、その他関係法令等を遵守し、作業が円滑に進捗するよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、施設の機能を定期的に維持するために、発注者と密接な連絡をとりながら、適切な運転操作を行わなければならない。
- (3) 受託者は、発注者及び第三者所有施設へ損害を与えたる、汚染や悪臭被害並びに第三者へ損害を与えたるとの無いよう努めなければならない。

- (4) 受託者は、各種機器・工具類等の盗難の防止に努めなければならない。
- (5) 受託者は、全各項に係る問題が生じた場合、受託者の一切の責任で解決しなければならない。

## 7 支払い方法

四半期ごとの支払いとする。各期末日に検査し、支払うものとする。

## 8 有資格者

業務に必要な資格者は、次のとおりとする。

- (1) 净化槽管理士（浄化槽法第45条）
- (2) 浄化槽技術管理者（浄化槽法施行規則第8条）
- (3) 浄化槽清掃技術者（浄化槽法施行規則第11条）
- (4) 第二種酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏症等防止規則第11条）
- (5) 消防設備士（消防法第17条）

## 9 従業員の届出

受託者は、従業員の氏名・年齢・住所・経歴・資格等を書類により、委託者に届け出なければならない。

## 10 従業員の能力基準

受託者は、業務を履行するにあたって、次に掲げる能力を有する者を従事しなければならない。

- (1) 管理技術者 業務全体の現場総責任者として、高度な技術を有し、かつ管理能力のある者
- (2) 技術者 高度な技術を有し、かつ保守点検の専門職として的確な判断ができる者
- (3) 技能員 電気・機械等の技術能力を有し、かつ保守点検のできる者
- (4) 作業員 清掃等の作業能力のある者

## 11 管理技術者の職務

管理技術者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 契約書等の関係書類により、業務の目的・内容を十分に理解し、業務を遂行すること。
- (2) 常に状況を把握し、緊急時に直ちに従業員に連絡し、対処できる体制を整えること。

## 1.2 書類の提出

受託者は、業務を遂行するにあたって、次に掲げる書類を作成して、委託者に提出しその確認を受けるものとする。

- (1) 着手届・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 5 日以内
- (2) 従業員名簿・・・・・・・・・・・・〃
- (3) 管理技術者届・・・・・・・・・・・・〃
- (4) 業務報告書・・・・・・・・・・・・翌月の 5 日以内
- (5) その他提出を求められた書類・・・その都度

## 1.3 維持管理費

- (1) 受託者は、業務を遂行するにあたっては、各種機器の機能を十分理解し、適正に管理しなければならない。
- (2) 受託者は、集中豪雨・停電等の緊急時にあたっては、すみやかに処理施設に出動し、復旧作業を行わなければならない。また、緊急作業費は本委託費の中で行うものとする。
- (3) 受託者は、各種機器が正常に作動するように定期的に点検整備を行わなければならない。この場合において、当該機器に異常をきたしたときは、直ちに委託者に報告しなければならない。

## 1.4 修理

受託者は、各種機器の点検により発見した破損箇所のうち、備え付け工具、支給材料等を用いて処理できるものについては、委託者に報告のうえ処置するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、直ちに応急処置を行い、速やかに委託者に報告するものとする。

## 1.5 疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議して定めるものとする。

## 1.6 その他

ア) この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

(1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等(以下「最低賃金等」という。)の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。